

香川県報



第 39 号

平成 17 年

5月20日(金曜日)

告 示

●香川県告示第三百二十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年五月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

岡山県岡山市南方三丁目7番17号

株式会社ベネッセコーポレーション

代表取締役 森本 昌義

(2) 事業場の所在地及び名称

香川県直島町琴反場字京ノ山364-1

シーサイドパーク

(3) 特定施設に関する事項

種 能	類 力	旅館業の用に供するちゅう房施設
工 期	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許 可 後
等	工 事 完 成 予 定 年 月 日	許 可 後 6 月
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完 成 後
使 用 時 間 間 隔 及 び 1 日 当 たり の 使 用 時 間		断 続 4 ～ 5 時 間
排 出 さ れ	項 目	通 常 最 大

目 次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

○ 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請 （環境管理課）	一
○ 生活保護法の規定による指定介護機関の事業所の名称等の変更の届出 （健康福祉総務課）	三
○ 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定 （長寿社会対策課）	四
○ 介護保険法の規定による事業者及び施設の指定 （医務国保課）	五
○ 救急病院又は救急診療所に該当しなくなった旨の告示 （水産課）	六
● 海岸保全区域の指定 （道路保全課）	六
○ 道路の区域変更 （建築課）	七
○ 道路の位置指定（三件） （県民参画課）	七
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 （税務課）	八
○ 一般競争入札の実施 （経営支援課）	八
○ 大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告（四件） （土地改良課）	九
○ 土地改良事業の適否決定（三件） （教育委員会）	一〇
○ 平成十八年度香川県公立学校教員採用選考試験の実施 （落札者等の公示）	一六

汚水等の汚染状態	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	300	450
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	220	320
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	300	450
	窒素含有量 (mg/ℓ)	30	50
	りん含有量 (mg/ℓ)	3	8
排出される汚水等の量(m ³ /日)		7.5	12

種 能	類 力	旅館業の用に供する入浴施設	
		200ℓ	49基
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	許可後6月	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	使用開始予定年月日	完成後	
		断続0.5~1時間	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	80	100
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	80	120
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	70	140
	窒素含有量 (mg/ℓ)	20	30
	りん含有量 (mg/ℓ)	3	5
排出される汚水等の量(m ³ /日)		15	25

(4) 汚水等の処理施設に関する事項			
種 能	類 力	合併処理浄化槽 (360人槽)	
		72m ³ /日	
汚水等の処理方式		膜分離活性汚泥方式	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	許可後6月	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	使用開始予定年月日	完成後	
		24時間	

処理前及び処理後の汚水等の汚染状態	項目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	100	200	5	10
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	160	200	10	20
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	250	300	5	10
	窒素含有量 (mg/ℓ)	40	50	20	20
	りん含有量 (mg/ℓ)	5	8	1	1.5
排出される汚水等の量(m ³ /日)		45	72	45	72

(5) 排出水の汚染状態及び量					
区 分	第 1 排 水 口	変 更 前		変 更 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
排出水の汚染状態	項目	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	水素イオン濃度	10	20	5	10
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)				

化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20	30	10	20
浮遊物質 (mg/ℓ)	40	50	5	10
窒素含有量 (mg/ℓ)	35	45	20	20
りん含有量 (mg/ℓ)	2	3	1	1.5
排出水の量 (m³/日)	45	57	45	72

排出水の汚染状態	項目	第2		排水口	
		変更前	最大	変更前	最大
水素イオン濃度		5.8~8.6	5.8~8.6	—	—
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		10	20	—	—
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		20	30	—	—
浮遊物質 (mg/ℓ)		40	50	—	—
窒素含有量 (mg/ℓ)		35	45	—	—
りん含有量 (mg/ℓ)		2	3	—	—
排出水の量 (m³/日)		9	20	0 (雨水)	0 (雨水)

他に、雨水排水口が1箇所ある。

(備考) 今回の申請に伴い、既設特定施設を廃止するため、当該事業場から排出される排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量は減少する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成17年5月20日から
平成17年6月10日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課及び直島町企画環境課

●香川県告示第百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成十七年五月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更年月日	事業者（施設）の名称及び所在地		事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
	変更前	変更後		
平成二六、九、一四	高瀬町老人デイサービスセンター「のぞみ荘」 三豊郡高瀬町大字比地中二九八六番地二	高瀬町老人デイサービスセンター「のぞみ荘」 三豊郡高瀬町大字比地中二九八六番地九	社会福祉法人高瀬町社会福祉協議会 三豊郡高瀬町大字下勝間二四四九番地一	通所介護

●香川県告示第百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年五月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成二六、一〇、二〇	居宅介護支援事業所ハートフルケア 観音寺市観音寺町甲三一一二番地一	株式会社ハートフルケア 観音寺市観音寺町甲三一一二番地一	居宅介護支援事業

平成一四、四、三〇	福祉プラザ丸亀店 丸亀市城東町三一〇―八	総合福祉サービス株式会社 坂出市大屋富町二〇八三番地	福祉用具貸与
平成一四、四、三〇	福祉プラザ坂出店 坂出市室町三一五―三九	総合福祉サービス株式会社 坂出市大屋富町二〇八三番地	福祉用具貸与
平成一六、一、三一	特別養護老人ホーム仙遊荘 善通寺市仙遊町二丁目三番三六号	社会福祉法人善通寺福祉会 善通寺市仙遊町二丁目三番三六号	短期入所生活介護 介護老人福祉施設
平成一四、三、三一	社会福祉法人綾上町社会福祉協議会 綾歌郡綾上町東分甲三四三番地三	社会福祉法人綾上町社会福祉協議会 綾歌郡綾上町東分甲三四三番地三	訪問介護 居宅介護支援事業

●香川県告示第三百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年五月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、一〇、二二	居宅介護支援事業所ハートフルケア 観音寺市観音寺町甲三三二六番地	株式会社ハートフルケア 観音寺市観音寺町甲三一―二番地一	居宅介護支援事業
平成一四、五、一	福祉プラザ	総合福祉サービス	福祉用具貸与

平成一六、二、一	特別養護老人ホーム仙遊荘 善通寺市仙遊町二丁目三番四三号	社会福祉法人善通寺福祉会 善通寺市仙遊町二丁目三番四三号	短期入所生活介護 介護老人福祉施設
平成一四、四、一	社会福祉法人綾上町社会福祉協議会 綾歌郡綾上町山田下三三五二番地一	社会福祉法人綾上町社会福祉協議会 綾歌郡綾上町東分甲三四三番地三	訪問介護 居宅介護支援事業

●香川県告示第三百二十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号及び第四十八条第一項第三号の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護療養型医療施設を次のとおり指定した。

平成十七年五月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険事業所番号	事業所又は施設の名称及び所在地	申請者又は開設者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（法人以外の者にあつては、氏名及び住所）	指定年月日	サービスの種類
三七一〇一 一八五三四	医療法人財団博仁会キナシ大林病院 高松市鬼無町藤井四三番地一	医療法人財団博仁会理事長 大林公一 高松市鬼無町佐藤五四番地一	平成十七年五月一日	介護療養型医療施設
三七一〇五 一一三六五	医療法人社団久保外科 整形外科医院 観音寺市柞田町甲二〇九八番地	医療法人社団久保外科 整形外科医院 理事長 久保脩 観音寺市柞田町甲二〇九八番地	〃	介護療養型医療施設

●香川県告示第三百三十一号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成十六年香川県告示第六百九十九号（海岸保全区域の指定）は、廃止する。

平成十六年五月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波沿岸	室生魚港	室生漁港海岸	一 指定場所 小豆郡池田町大字室生字南城、麓、浜町地先
			二 指定区域 基点一、基点二、基点三、基点四、基点五、基点六、基点七、基点八、基点九、補助点五、補助点四、補助点三、補助点二、補助点一、基点一を順次に直線で結んだ線で囲まれた区域
			三 基点及び補助点の表示（角度の表示は、方向角とする。） 基点一 小豆郡池田町大字室生字南城一六番地先の標杭 基点二 基点一から九四度〇〇分、一〇三・〇メートルの地点 基点三 基点二から七五度〇〇分、四六・〇メートルの地点 基点四 基点三から九一度〇〇分、四五・〇メートルの地点 基点五 基点四から三四三度〇〇分、三〇・〇メートルの地点 基点六 基点五から三六度〇〇分、四七・〇メートルの地点

基点七	基点六から一六度三〇分、六〇・〇メートルの地点
基点八	基点七から一度〇〇分、六二・〇メートルの地点
基点九	基点八から三四六度〇〇分、一八八・〇メートルの地点
補助点一	基点一から一二度三〇分、八〇・〇メートルの地点
補助点二	基点六から二九〇度〇〇分、六九・〇メートルの地点
補助点三	基点七から二七九度〇〇分、七一・〇メートルの地点
補助点四	基点八から二六二度〇〇分、七一・〇メートルの地点
補助点五	基点九から二四八度三〇分、七一・〇メートルの地点

●香川県告示第三百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年五月二十日から同年六月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年五月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 丸井萩原豊浜線（二百四十一号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
-----	------------------	------------	-----

三豊郡大野原町大字丸井字川田五 二六番三地先から 三豊郡大野原町大字丸井字山下五 五八番地先まで		後	前	道路改良工 事に伴う現 道拡幅
四二・〇	一三・五 ） 二二・八	二四三	八・〇 ） 二二・八	

●香川県告示第三百三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十七年五月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 西土指道 第一号
- 二 指定 年月日 平成十七年五月二日
- 三 指定道路の位置 三豊郡豊浜町大字和田字直場甲三五六一一七及び三六〇一三
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇〇メートル
延長 二六・二〇メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第三百三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十七年五月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 西土指道 第二号
- 二 指定 年月日 平成十七年五月二日
- 三 指定道路の位置 三豊郡豊浜町大字和田字直場甲三五六一一七、甲三五七一一四及び甲三五九一三
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇〇メートル

延長 二八・三八メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第三百三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十七年五月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 西土指道 第三号
- 二 指定 年月日 平成十七年五月二日
- 三 指定道路の位置 三豊郡豊浜町大字和田字直場甲三三三一、甲三五六一一七、甲三五七一六
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇〇メートル
延長 三三・五六メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第三百十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年七月六日まで縦覧に供する。

平成十七年五月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあった年月日 平成十七年五月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人いのちの応援舎

山本 文字

高松市屋島西町一九一一番地三

三 定款に記載された目的

この法人は、赤ちゃんから高齢者に対して、その人らしさを求めた生き方を支援する事業を行い、その人の生活の質を高める事に寄与することを目的とする。

●香川県公告第三百十六号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十七年五月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達内容

- 1 購入等件名及び数量 地方税電子申告審査システム構築及び運用業務 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 契約締結の日から平成二十二年八月三十一日まで
 - 4 履行場所 入札説明書及び仕様書による。
 - 5 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 二 入札参加資格
- 次に掲げる要件を満たす者であること。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。

4 国又は地方公共団体において、本公告に示した調達案件又は類似したシステムの構築の実績があることを証明した者であること。

5 都道府県において、税務システムの開発又は運用の実績があることを証明した者であること。

6 仕様書に掲げる要件を満たし、本公告に示した特定役務を履行できることを証明した者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の4、5及び6の要件を満たすことを証明する書類を平成十七年六月二十三日午後五時までに四の1の場所に提出し、当該書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、本公告に示した特定役務を履行することができると認められた者に限り入札の対象とする。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号 七六〇―八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号
香川県総務部税務課 納税グループ
電話番号 〇八七―八三二―三〇六八

2 入札説明会の日時及び場所
平成十七年五月二十七日午後一時三十分 香川県庁北館三階会計課入札室

3 郵便による入札
可とする。ただし、書留親展に限る。（郵送による入札書の受領期限は、平成十七年六月三十日午後五時までとする。）

4 入札及び開札の日時及び場所
平成十七年七月一日午後一時三十分 香川県庁北館三階会計課入札室

五 その他

<p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>2 入札保証金及び契約保証金 規則第百五十二条各号に該当する場合は免除</p> <p>3 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第百七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。</p> <p>4 入札又は開札の取消し又は延期 天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。</p> <p>5 落札者の決定方法 規則第百四十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>6 落札の無効 落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵送する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。</p> <p>7 予約完結権の譲渡 落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。</p> <p>8 契約書作成の要否 要</p> <p>9 その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>六 Summary</p> <p>1 Nature and quantity of the services to be required: Development and maintenance of examination system for the introduction of a system for local tax electronic declaration.</p> <p>2 Time-limit for tender: 1:30 p.m., July 1, 2005 (By mail, tenders must be submitted</p>	<p>by 5:00 p.m., June 30, 2005)</p> <p>3 Contact point for the notice: Tax Payment Group, Tax Administration Division, General Affairs Department, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760-8570. TEL 087-832-3068</p> <p>●香川県公告第三百十七号 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。 平成十七年五月二十日 香川県知事 真 鍋 武 紀</p> <p>一 意見の対象となった届出に係る公告 平成十七年香川県公告第二号</p> <p>二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイキ上福岡店 高松市上福岡町字深田八三八番地一ほか</p> <p>三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要 意見なし</p> <p>四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要 該当なし</p> <p>五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間</p> <p>1 縦覧場所 香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課</p> <p>2 縦覧期間 平成十七年五月二十日(金曜日)から同年六月二十日(月曜日)まで</p> <p>●香川県公告第三百十八号 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。 平成十七年五月二十日 香川県知事 真 鍋 武 紀</p>
---	--

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十七年香川県公告第十八号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

タトヤone三 equal 四 松本 三 equal 三 equal 三 equal 三 equal

高松市川島東町字東下所五〇三番地ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十七年五月二十日(金曜日)から同年六月二十日(月曜日)まで

●香川県公告第三百十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年五月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十七年香川県公告第十七号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ扇町・ふとんとギフトのカネチ 高松市扇町二丁目三六〇番二ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

市道兵庫町西通町線、市道扇町七号線共に道幅が狭く見通しが悪いため、道路を出る車両が左右の確認ができるように、敷地内へカーブミラーの設置が望ましい。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十七年五月二十日(金曜日)から同年六月二十日(月曜日)まで

●香川県公告第三百二十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年五月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十七年香川県公告第一号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン高松 高松市上天神町高田三一四番一ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十七年五月二十日(金曜日)から同年六月二十日(月曜日)まで

●香川県公告第三百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年四月十一日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年五月二十七日から同年六月十

六日まで縦覧に供する。

平成十七年五月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名	縦覧場所
香南町	単独県費補助土地改良事業不動地区	香南町建設経済課
〃	単独県費補助土地改良事業妙光寺池地区	〃

●香川県公告第三百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、綾上町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（区画整理事業）源内地区）を行うことについて平成十七年四月十四日適当と決定した。

その関係書類を綾上町建設土木課において平成十七年五月二十七日から同年六月十六日まで縦覧に供する。

平成十七年五月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年四月十九日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年五月二十七日から同年六月十六日まで縦覧に供する。

平成十七年五月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名	縦覧場所
三木町	単独県費補助土地改良事業熊田地区	三木町産業振興課
〃	単独県費補助土地改良事業公文明川西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業鹿伏地区	〃

教育委員会公告

●香川県教育委員会公告第11号

平成18年度香川県公立学校教員採用選考試験を次のとおり実施する。

平成17年5月20日

香 川 県 教 育 委 員 会

1 試験の目的

この試験は、平成18年度の香川県公立学校教員（教諭・養護教諭）の採用に当たつての選考資料を得るために実施するものである。

2 試験を実施する校種等

校種	種別	教科・科目等	採用予定数
市町立学校	小 学 校	国語、社会、数学、理科、保健体育、英語、**	35名程度
	中 学 校	国語、地理歴史、数学、理科、保健体育、音楽、英語、電気・情報、土木、建築、商業、看護	
県立学校	【高】	【特小】 小学部	25名程度
		【特中】 中学部	
		【特自立】 中学校に同じ	
市町立学校 県立学校	全 校 種	【養教】 養護教諭	8名程度

* 「小」と「中」に限って併願することができる。

** 中学校の音楽、美術、技術、家庭については本年度は実施しない。

3 出願資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者であつて、次の(1)、(2)の選考区分ごとに掲げる条件のいずれにも該当するものであること。

なお、日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤講師としての採用となる。

(1) 一般選考

ア 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）により授与される各相当の普通免許状

を有する者又は平成18年3月31日までに当該普通免許状を取得見込みの者

- 「高」の電気・情報、土木、建築に出願できる者は、高等学校の工業についての普通免許状を有する者（取得見込みの者を含む。以下同じ。）でなければならぬ。
- 「特小」又は「特中」に出願できる者は、盲学校、聾学校又は養護学校の普通免許状のほか、盲学校、聾学校又は養護学校の各部に相当する学校の普通免許状を有する者でなければならぬ。
- 「特自立」に出願できる者は、盲学校、聾学校又は養護学校の自立活動の教諭の免許状を有する者でなければならぬ。

イ 昭和46年4月2日以降に生まれた者

(2) 特別選考

ア 次の①～④のいずれか一つに該当する者

- ① 中学校、高等学校及び特殊教育諸学校の志願者のうち民間企業等（教育の事業を除く。）において通算3年以上の勤務経験を有する者で、その勤務経験により出願する教科・科目等に関する高度の専門的な知識又は技能を有すると認められかつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者
 - ② 過去において本県又は他の都道府県・指定都市の公立学校の教諭又は養護教諭の職にあつた者
 - ③ 現に他の都道府県・指定都市の公立学校の教諭又は養護教諭の職にある者
 - ④ 現に本県県立学校において10年以上実習助手の職（臨時又は非常勤の者を除く。）にある者
- イ 教育職員免許法により授与される各相当の普通免許状を有する者又は平成18年3月31日までに当該免許状を取得見込みの者。ただし、アのうち①に該当する者については、特別免許状授与の基礎資格を有する場合は、当該普通免許状の取得又は取得見込みがなくても受験できるものとする。
- ウ 昭和31年4月2日以降に生まれた者

4 選考試験

(1) 第1次選考試験

内 容	対 象	期 日	試 験 場
	一般選考志願者		

筆 記 試 験	総合教養 (教職教養を含む)	免除	平成17年7月22日(金) 及び7月23日(土) 受付 8時 ~ 8時20分 試験 8時30分~17時	県立高松高校 「小」「中」「養 教」志願者
	専門教養	○*		
実 技 試 験	特殊教育に関する専門教養	同 左	ただし、23日(土)は「小」、 「特小」志願者のみ。 〔(併願者を含む。)〕	県立高松商業高校 「高」「特殊」志 願者。ただし、 「特小」志願者は、 23日(土)は高松高 校
	該 当 者	同 左		
面 接 試 験 (集団面接)	○	○	平成17年7月24日(日) ~7月25日(月) のうちの指定された日時	高松市立紫雲中学校

* 英語志願者のうち、実用英語技能検定(財団法人英語検定協会)1級合格者、TOEFL(国際教育交換協議会)580点(CBT 237点)以上又はTOEIC(国際ビジネスコミュニケーション協会)850点以上のいずれかの取得者については専門教養(英語)を免除する。(出願後の資格取得については認めない)

** 併願者の試験場は、特に指示されない限り、第1志望種別の試験場とする。

① 総合教養
社会人として身につけておくべき一般的知識・教養及び日本と国際社会との関わりや資源・環境問題など地球的視野に立って行動していくための基本的な知識・教養・資質並びに教職教養についての基本的な知識を問う。

② 専門教養・実技試験

種 別	専門教養の内容	実 技 試 験	
		対 象	内 容
「小」及び「特小」	国語、社会、数学、理科の4教科	全 員	音楽、図画工作及び体育(水泳を含む。)
「中」及び「特中」	志願した教科・科目等に関するもの	保健体育	専門教科・科目の実技
「高」	志願した教科・科目等に関するもの*	保健体育 音楽	それぞれの専門教科・科目の実技

「特自立」	自立活動に関するもの		
「養教」	養護に関するもの		

* 地理歴史、理科については、教科に関する共通問題に加えて、地理歴史については世界史、日本史又は地理、理科については物理、化学又は生物のいずれか一科目を選択して解答する

(2) 第2次選考試験(第1次選考試験合格者)

内 容	対 象		期 日	試 験 場
	一般選考志願者	特別選考志願者		
適性検査	○	○	平成17年8月23日(火) 受付 8時30分～8時50分 試験 8時50分～12時10分	高松市立紫雲中学校
小 論 文	○	○		
模擬授業	○	○	平成17年8月24日(水) ～8月26日(金)	香川県教育センター 〔小〕〔中〕〔養教〕志願者 高松市錦町会館 〔高〕〔特殊志願者〕
面接試験* (個人面接)	○	○	のうちの指定された日時	

* 「中」「高」「特中」の英語志願者には「英語による面接」を併せて実施する。
なお、「英語による面接」は香川県教育センターで実施する。

5 出願手続

(1) 提出書類等

ア 教員採用願書、受験票・整理票、結果通知書(1次用)

これらはすべて香川県教育委員会所定の用紙を使用する。なお、結果通知書(1次用)には「(小・中・養教)用」と「(高・特殊)用」の別があるので、志望種別により、いずれか一方のみを切り取って提出すること。

イ 封筒2通

受験票及び結果通知書(1次用) 郵送用。定形封筒<12cm×23.5cm>に90円切手を貼り、志願者の宛先及び郵便番号を明記したもの。

ウ 英語志願者のうち、実用英語技能検定(勸日本英語検定協会)1級合格者、TOEFL(国際教育交換協議会)580点(CBT 237点)以上又はTOEIC(国際ビジネスコミュニケーション協会)850点以上のいずれかの取得者は、実施団体の発行する資格証明書(開封無効)又は資格を証明できる書類の写しを出願時に提出すること。ただし、写しの提出者は、第1次選考試験の初日に原本を必ず持参すること。

エ 特別選考の①に該当する者は、出願する教科・科目等に関連した勤務経験についての内容を含む2,000字以内の自己アピールの作文(A4判の用紙を使用すること。)を出願時に提出すること。

オ 特別選考の②に該当する者で、過去において他の都道府県・指定都市の公立学校の教諭又は養護教諭の職にあった者については、当該都道府県・指定都市の教育委員会の発行する履歴証明書を提出すること。

カ 身体に障害がある者の受験に当たっては、その障害の内容や程度に応じて、受験教室等について配慮するほか、試験内容の一部を免除することがあるので、希望する事項を願書に記入するとともに、事前に相談すること。

提出書類は自書すること。提出書類が不備なときは受け付けないので、十分注意すること。いったん提出した書類は返還しない。

(2) 提出先

ア 「小」、 「中」又は「養教」志願者の場合

〒760—8582 高松市天神前6番1号 香川県天神前分庁舎

香川県教育委員会事務局義務教育課長 あて

イ 「高」又は「特殊」志願者の場合

〒760—8582 高松市天神前6番1号 香川県天神前分庁舎

香川県教育委員会事務局高校教育課長 あて

(3) 受付期間

平成17年6月1日(水)から平成17年6月15日(水)まで

(持参の場合の受付は、8:30～17:00とする。ただし、土曜日、日曜日を除く。) 送付(書留郵便等その他これに準ずる方法が望ましい。)の場合は、平成17年6月

15日(水)までの消印(それに準ずるものを含む。)のあるもの限り受け付ける。送付する封筒の左下隅には、「小志願」、「中志願」、「高志願」、「特殊志願」、「養教志願」の別を必ず朱書すること。

なお、受験票は、7月上旬に発送する予定である。

6 選考結果の通知

- (1) 第1次選考試験の合否については、平成17年8月上旬に受験者全員に通知する。また、合格者の校種・種別及び受験番号を県庁東館玄関前掲示板に掲示するとともに、香川県教育委員会のホームページに掲載する予定である。
 - (2) 第2次選考試験の合否については、平成17年9月中旬に第2次選考試験の受験者全員に通知する。また、合格者の校種・種別及び受験番号を県庁東館玄関前掲示板に掲示するとともに、香川県教育委員会のホームページに掲載する予定である。
 - (3) 第1次選考試験及び第2次選考試験のそれぞれについて、希望する者のうち、不合格者に対して、選考結果の総合ラソクに関する情報提供を行う。希望する者は、教員採用願書及び結果通知書の「情報提供希望」欄の「有」を○で囲むこと(希望しない者は、「無」を○で囲むこと)。
- なお、不合格者を対象とする選考結果の総合ラソクは、第1次選考試験及び第2次選考試験のそれぞれについて、総合成績を合格者と比較した場合のラソク(上位から順にA、B、Cの3区分)とする。
- また、上記の、第1次選考試験不合格者及び第2次選考試験不合格者を対象とする選考結果の総合ラソクについては、香川県個人情報保護条例第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることもできる。

7 給与及び勤務時間

- (1) 初任給月額(平成17年4月1日現在)は、中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける職員で例示すれば、191,100円(四年制大学新卒)である。また高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員で例示すれば191,100円(四年制大学新卒)である。このほかに教職調整額、教員特別手当、期末手当及び勤勉手当が支給される。また、支給要件に該当する者には、扶養手当、通勤手当、住宅手当等も支給される。
- (2) 勤務は原則として月曜日から金曜日までの5日間、1日8時間である。ただし、職種によっては変則勤務をすることがある。

平成18年度 香川県公立学校教員採用選考試験準備物
当日準備しておくものは、次のとおりである。

(1) 第1次選考試験

種 別	対 象	教 科・科 目 等	準 備 物 等	
			種 別	備 物 等
「小」及び「特小」 (併願者を含む。)	保健 体育	音楽	「中」及び「特中」 (併願者を含む。)	・トレーニングウェア、運動靴(運動場用及び体育館用)、水泳着、水泳帽 ・ゼッケン(25cm×20cmの白布に黒マジックで学校種と受験番号を記入したもの)2枚を体育実技を行う服装の胸背部に縫い付けておく。(水泳着以外) ・八つ切り画用紙、2B鉛筆、消しゴム ・「冬げしき(文部省唱歌)」又は「まきばの朝(文部省唱歌)」の弾き歌い用の伴奏楽譜(移調してもよい。)【どちらか1曲を志願者が選び、主旋律を歌い、ピアノによる伴奏をする。】
			保健 体育	・トレーニングウェア、運動靴(運動場用及び体育館用)、水泳着、水泳帽 武道を選択する者は、柔道衣(柔道選択)、面下又は手ぬぐい(剣道選択)を持参すること ・ゼッケン(25cm×20cmの白布に黒マジックで学校種と受験番号を記入したもの)2枚を実技を行う服装の胸背部に縫い付けておく。(水泳着以外)
「高」	保健 体育	電気・情報 土木・建築	「中」及び「特中」の保健体育に同じ	・ピアノ伴奏による初見視唱奏の実技試験及び専攻実技試験を実施する。 ・このため、ピアノ以外の必要な楽器及び特に伴奏が必要な場合の伴奏者は、志願者各自が準備すること。【任意の1曲を演奏する。ただし、作曲、指揮又は電子オルガン等の鍵盤楽器専攻の志願者は、歌、ピアノ、管弦打楽器又は和楽器での演奏とする。】
		音 楽	・ピアノ伴奏による初見視唱奏の実技試験及び専攻実技試験を実施する。 ・このため、ピアノ以外の必要な楽器及び特に伴奏が必要な場合の伴奏者は、志願者各自が準備すること。【任意の1曲を演奏する。ただし、作曲、指揮又は電子オルガン等の鍵盤楽器専攻の志願者は、歌、ピアノ、管弦打楽器又は和楽器での演奏とする。】	・電卓(プログラムの機能は使用できない。)、直定規
商 業				・そろばん又は電卓(プログラムの機能は使用できない。)、赤鉛筆

(2) 第2次選考試験

対 象	準 備 物 等
全 員	・ HB鉛筆2本以上 ・ 封筒2通(定形封筒(12cm×23.5cm)) (90円切手を貼り、志願者の宛先及び郵便番号を明記したもの) なお、この封筒は結果通知書(2次用)等郵送用である。 ・ 最終学校成績証明書(厳封されたもの)。大学院等の卒業者又は在籍者は、学部の成績証明書も添付)

・ 特別選考の①に該当する者は、**出願教科・科目に関連する勤務先の所属長等による推薦書**を提出すること。

- ・ 公立の学校又は機関(県庁、各種出先機関等)に在職する者が出願する場合は、当該校長又は所属長の**受験承認書**(様式は自由。臨時の職にある者は不要)を提出すること。
- ・ 特に秀でた研究実績、記録、受賞歴、特技等(国際的又は全国的なものに限る。)がある者は、その**具体的内容を証明できる書類**を提出することができる。
- ・ これまでに高等学校や大学、社会において顕著な活動歴がある者又は民間企業等における豊かな勤務経験がある者は、その具体的内容を含めて記載した**1,200字以内の自己アピールの作文**(A4判の用紙を使用すること。)を提出することができる。

特別免許状について

特別免許状は、様々な分野において優れた知識や技術を有する社会人を学校教育に迎え入れ、学校教育の活性化を図る観点から、平成元年4月より設けられた制度です。特別免許状は、都道府県教育委員会が実施する教育職員検定に合格した者に対して授与され、その都道府県内においてのみ効力を有することとなっています。この教育職員検定の実施については、教育職員免許法において次のように規定されています。

教育職員免許法第5条第3項

前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認められる場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

- (1) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- (2) 社会的信用があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

香川県教育委員会では、これらの基礎資格を有する方が特別選考によって採用内定した場合に、教育職員検定の実施に必要な任命権者としての推薦を行うこととしています。

問い合わせ先

香川県教育委員会事務局 義務教育課 087-832-3743(直通)、087-831-1111 内線5243
高校教育課 087-832-3751(直通)、087-831-1111 内線5267

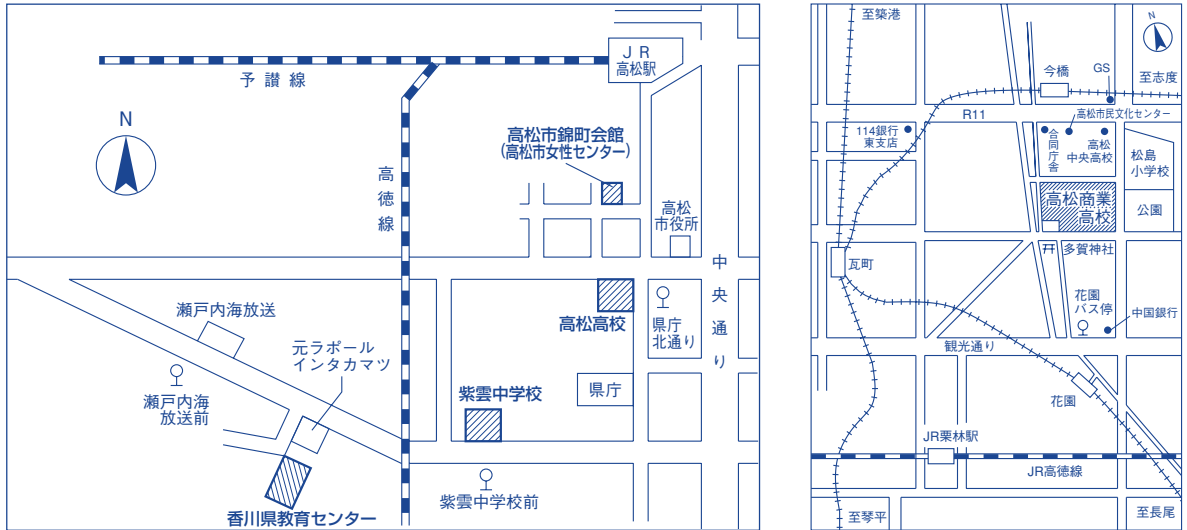
ホームページアドレス

<http://www.pref.kagawa.jp/kenkyoui/koko/saiyo/>

試験場の所在地

- 香川県立高松高等学校 高松市番町3丁目1-1
コトデンバス香西線、下笠居線「県庁北通り」下車、徒歩1分
- 香川県立高松商業高等学校 高松市松島町1丁目18-54
コトデン電車琴平線、「瓦町」下車、徒歩8分
- 高松市立紫雲中学校 高松市紫雲町8-25
コトデンバス香西線、「紫雲中学校前」下車、徒歩1分
- 香川県教育センター 高松市西宝町2丁目4-18
コトデンバス香西線、「瀬戸内海放送前」下車、徒歩3分
- 高松市錦町会館(高松市女性センター) 高松市錦町1丁目20-11
コトデンバス香西線、下笠居線「県庁北通り」下車、徒歩8分

案 内 図



●香川県教育委員会公告第十二号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、つぎのとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十七年五月二十日

香川県教育委員会教育長 和泉 幸男

一 調達件名及び数量 情報教育研修システム一式（設置、調整及び保守サービスを含む。）

二 調達方法 借入れ

三 契約方式 一般競争入札

四 落札決定日 平成十七年三月二十五日

五 落札者の氏名及び住所 富士通リース株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目七番一号

六 落札金額 月額 九五〇、八八〇円

七 入札公告日 平成十七年二月八日

八 落札方式 最低価格

九 担当課 郵便番号 七六〇-〇〇〇四 香川県高松市西宝町二丁目四番一八号 香川

県教育センター総務課 電話番号 〇八七-八三三-四二三五

